





2 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結し、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(1) 国債 券面額の 100 分の90

(番郭無額Nも并面券专麵 も蓋 勛&今&文%碘+岩 装 子 ++瑪滅潭滅酉の開も嘗 &

件に違反した入札は無効とする旨

- (10) 落札者が契約を結ばない場合の賠償額に関すること。
- (11) その他弊の他弊



え、落札者を決定しなければならない。

- 3 理事長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保す









権利を担保に供することができない旨を明示しなければならない。

(一部改正 令和2年達第27号)

(契約書作成の省略)





は、履行期限を延長することができる。

2 工事その他の請負の契約について、法人の事務の都合により一時履行を中









規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 契約の相手方又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。）とき。

(3) 前各号に規定するもののた憎き、契約の相契璫つ又はその役た【 こ僉 華の使刑

- 4 監督員及び委託監督員は、理事長の指示に従い、現場における指示、立会いその他契約の性質に応じた適切な方法によって監督を行わなければならない。

作業報告書等により、履行の確認を行うことができる場合は、検査調書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が 200 万円以上であるとき。



附 則

する。





